

## 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付のご案内 【平成15年4月2日から平成18年4月1日生の児童の保護者の方へ】



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

**申請が必要です（先行給付により15歳以下の給付金を受領された方も申請が必要です）**

今回、支給を受けるにあたって、別紙申請書に必要書類を添付し同封の返信用封筒に84円切手を添付して**令和4年3月31日（必着）**までに申請をしてください。

### **1. うちの子は、対象になるの？（対象児童）**

次に記載する児童が対象になります。

- ①令和3年9月分の**児童手当（本則給付）支給対象**となる児童
- ②9月30日時点で**高校生**（平成15年4月2日～平成18年4月1生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）
- ③令和4年3月31日までに生まれた**児童手当（本則給付）の支給対象児童（新生児）**

### **2. だれがもらえるの？（支給対象者）**

上記に記載のある児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。（児童手当（本則給付）受給者もしくはそれに準ずる対象者）\*所得制限があります。（別紙参照）

### **3. いくらもらえるの？（給付額）**

対象児童1人につき、10万円です。

### **4. いつもらえるの？（支給時期）**

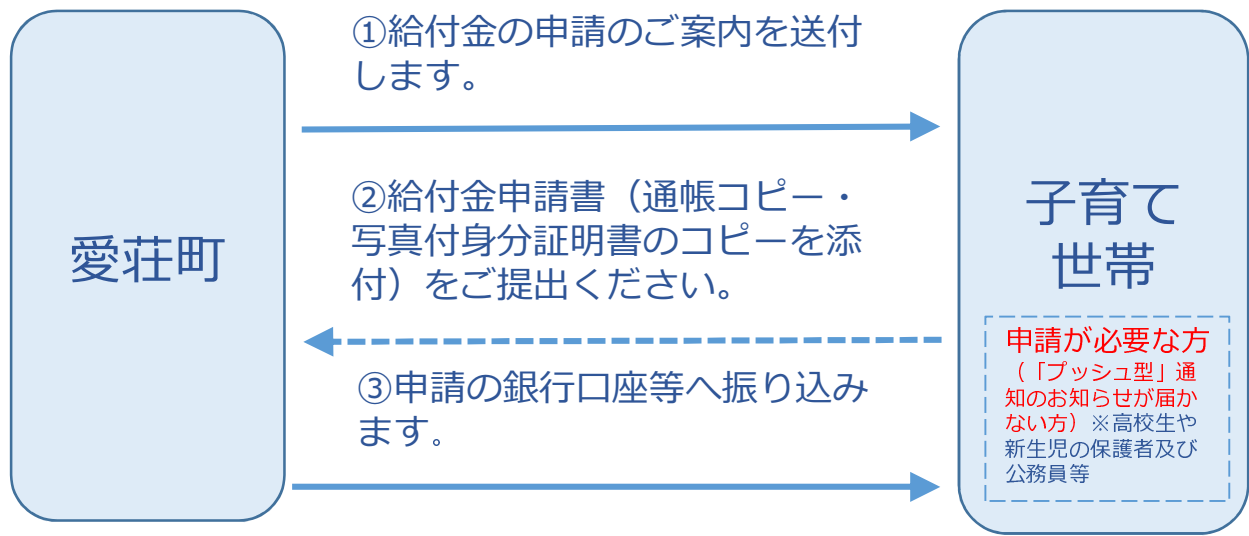
対象の方には、申請書の受付後、書類審査を経て1月末から順次支給を開始します。

### **5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）**

申請書で指定した保護者の口座に振り込みます。（必ず通帳見開きのコピーを添付してください）

**裏面に続きます。必ずご確認ください！**

愛荘町では、申請書を受付後1月下旬から順次支給する見込みです。



### 私は申請が必要なの？（申請が必要な方＝「プッシュ型」でのお知らせが届かない方）

- 例えば、次に記載する方は申請が原則必要です。※令和4年1月発送予定の通知をご覧ください。
- ・令和3年9月30日時点で**高校生**（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）と同等未満の所得である保護者
  - ・所属庁から児童手当（本則給付）を受給している**公務員**
  - ・令和4年3月までに生まれた児童手当（本則給付）支給対象児童（**新生児**）の保護者 等

### こんなときはどうなるの？

#### Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 基本的には、児童手当の振込指定口座もしくは別途指定した口座に住所地市町村（特別区含む）から振り込まれます。ご不明な点があれば、中学生までのご家庭であれば、10月に児童手当を支給をした引越前の市町村に、高校生のご家庭であれば9月30日時点での住所地市町村にお問い合わせください。

#### Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、愛荘町で子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）の支給を受けることができますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。  
子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）については、他方の配偶者等は支給を受けられません。

### お問い合わせは



愛荘町役場 子ども支援課  
「子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）」担当  
電話：0749（42）7693（土日祝を除く8時30分から17時15分）

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する**“振り込め詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに愛荘町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに愛荘町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。